

※この法令は廃止されています。

平成二十六年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、産業競争力強化法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第五条—第十一条）
- 第三章 事業再編の円滑化
 - 第一節 事業再編計画（第十二条—第十六条）
 - 第二節 特定事業再編計画（第十七条—第二十一条）
 - 第三節 特例措置（第二十二条—第四十条）
- 第四章 創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化
 - 第一節 創業支援事業計画（第四十一条—第四十五条）
 - 第二節 中小企業承継事業再生計画（第四十六条—第五十二条）
- 第五章 雑則（第五十三条—第五十八条）

附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び産業競争力強化法施行令（第四十条において「令」という。）において使用する用語の例による。

（主務省令で定める新たな事業活動）

第二条 法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

第三条 法第二条第八項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者が有する関係
- 二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するもののうち、当該事業者が第三の事業者（当該事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該事業者及び当該第三の事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の役員の総数のうちに当該事業者の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の役員の総数のうちに他のいずれか一の事業者の役員又は職員の占める割合以上である関係）
 - イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該事業者が有していること。
 - ロ 当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。
- 三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社（事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は子会社及び当該事業者が有する関係
- 四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員の総数の二分の一以上を子会社又は子会社及び当該事業者の役員又は職員が占める関係
 - イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該事業者が有していること。
 - ロ 子会社又は子会社及び当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）

第四条 法第二条第九項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を事業者が有する関係
- 二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係
 - イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が有していること。
 - ロ 当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。
- 三 外国法人の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が有する関係
- 四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。

ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

(新たな規制の特例措置の求めに係る手続)

第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

4 法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。

5 法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

6 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、第一項の主務大臣が要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を様式第二による通知書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

7 前項の関係行政機関の長は、同項の主務大臣による通知書の交付後、遅滞なく、様式第三により、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

8 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、第一項の規定により主務大臣が要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を様式第四による通知書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

9 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第六項及び前項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認に係る手続)

第六条 法第九条第一項の規定により新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、様式第五による照会書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、第一項の照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。

4 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、第一項の規定により主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について様式第六による回答書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該回答書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

6 法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(新事業活動計画の認定の申請)

第七条 法第十条第一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者(次項、第三項及び次条第一項において「申請者」という。)は、様式第七による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である場合には、次に掲げる書類

イ 定款の写し又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書(その法人の登記がある場合に限り。)

ロ 直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

- 二 申請者が個人である場合においては、住民票の謄本若しくは抄本又はこれに準ずるもの並びに資産、負債、所得その他についての状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請者が法第十三条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新事業活動の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、当該新事業活動計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第七による申請書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 5 第一項の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとし、当該期間を超えて事業を継続する場合にあっては、第九条（第六項を除く。）の規定に基づき新たな期間に関する新事業活動計画の変更の認定を受けなければならない。
（新事業活動計画の認定）
- 第八条** 主務大臣は、法第十条第一項の規定により新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。
「産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき同法第2条第3項に規定する新事業活動を行う者として認定する。」
- 2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第九により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。
（認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）
- 第九条** 認定新事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十一条第一項の認定を要しないものとする。
- 2 法第十一条第一項の規定により新事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施者は、様式第十による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定新事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。
- 4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第十による申請書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。
「産業競争力強化法第11条第1項の規定に基づき認定する。」
- 6 第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定新事業活動計画に従って新事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。
- 7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。
- 8 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十二により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。
（認定新事業活動計画の変更の指示）
- 第十条** 主務大臣は、法第十一条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十三による書面を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。
（認定新事業活動計画の認定の取消し）
- 第十一条** 主務大臣は、法第十一条第二項又は第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による書面を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、認定新事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十五により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。
- 第三章 事業再編の円滑化**
- 第一節 事業再編計画**
- （事業再編計画の認定の申請）
- 第十二条** 法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- 一 当該事業者（事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- 二 当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- 三 当該事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類
- 四 当該事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類
- 五 当該事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- 六 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類
- 3 事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項及び第五十四条第三項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第五十四条第五項において同じ。）又は監査法人の報告書
- 二 事業再編債権者（事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類
- 三 個々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

- 四 事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類
- 五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類
- 六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第五十四条第三項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4 第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、三年を超えないものとする。

（事業再編計画の認定）

第十三条 主務大臣は、法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条第1項の規定に基づき同法第2条第1項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十八により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十四条 認定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十五条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第二十五条第一項の規定に基づき事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第十九による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定事業再編計画の写し（変更後の事業再編計画が新たに事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定事業再編計画の写し及び第十二条第三項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業再編計画に従って事業再編を実施した期間を含め、三年を超えないものとする。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十一により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定事業再編計画の変更の指示）

第十五条 主務大臣は、法第二十五条第三項の規定により認定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による書面を当該変更の指示を受ける認定事業再編事業者に交付するものとする。

（認定事業再編計画の認定の取消し）

第十六条 主務大臣は、法第二十五条第二項又は第三項の規定により認定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による書面を当該認定が取り消される認定事業再編事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第二十四により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第二節 特定事業再編計画

（特定事業再編計画の認定の申請）

第十七条 法第二十六条第一項の規定により特定事業再編計画の認定を受けようとする二以上の事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第二十五による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該事業者（特定事業再編計画に現に事業を営んでいる完全子会社が当該事業者の特定事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該完全子会社を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該特定事業再編計画を実施することにより、生産性が著しく向上することを示す書類

四 当該特定事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用することを示す書類

六 当該特定事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

七 当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

3 特定事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項及び第五十四条第三項において「特定事業再編に係る資金計画」という。）を含む特定事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書

二 特定事業再編債権者（特定事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 個々の特定事業再編債権者の債権放棄額及び特定事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四 特定事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第五十四条第三項において「特定事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4 第一項の認定の申請に係る特定事業再編計画の実施期間は、十年とする。
（特定事業再編計画の認定）

第十八条 主務大臣は、法第二十六条第一項の規定により特定事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第26条第1項の規定に基づき同法第2条第12項に規定する特定事業再編を実施する者として認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第二十七により、当該認定の日付、当該認定特定事業再編事業者の名称及び当該認定特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条 認定特定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第二十七条第一項の規定に基づき特定事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定特定事業再編事業者は、様式第二十八による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定特定事業再編計画の写し（変更後の特定事業再編計画が新たに特定事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定特定事業再編計画の写し及び第十七条第三項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る特定事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定事業再編計画に従って特定事業再編を実施した期間を含め、十年とする。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第27条第1項の規定に基づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十九による通知書を当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第三十により、当該認定の日付、当該認定特定事業再編事業者の名称及び当該認定特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更の指示）

第二十条 主務大臣は、法第二十七条第三項の規定により認定特定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一による書面を当該変更の指示を受ける認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

（認定特定事業再編計画の認定の取消し）

第二十一条 主務大臣は、法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による書面を当該認定が取り消される認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定特定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第三十三により、当該取消の日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消の理由を公表するものとする。

第三節 特例措置

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条 法第三十三条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特定事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金（第一号において「資本金等」という。）の額の減少と同時にを行う株式の併合が法第三十三条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 資本金等の額の減少と同時にを行う株式の併合の内容
- 二 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十三条 法第三十四条第一項の主務省令で定める法人は、次のいずれかに掲げるものとする。

- 一 法第三十四条第一項の認定事業再編事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人
- 二 法第三十四条第一項の認定事業再編事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業再編事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2 前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人又は外国法人は、特定完全子法人とみなす。

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十四条 法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百一条第五項に規定する法第四百四十条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

- 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第五条第一項の届出書（同法第七条第一項の訂正届出書を含む。）
- 二 金融商品取引法第二十三条の三第一項の発行登録書及び同法第二十三条の八第一項の発行登録追補書類（同法第二十三条の四第一項の訂正発行登録書を含む。）
- 三 金融商品取引法第二十四条第一項の有価証券報告書（同法第二十四条の二第一項の訂正報告書を含む。）

- 四 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の四半期報告書（同条第四項の訂正報告書を含む。）
 - 五 金融商品取引法第二十四条の五第一項の半期報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）
 - 六 金融商品取引法第二十四条の五第四項の臨時報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）
- （資本金の額）

第二十五条 法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十五条第一項に規定する主務省令で定める額（以下この項において「資本金等増加限度額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（法第三十四条第一項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額から第三号に掲げる額を減じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）とする。

- 一 法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をするに際して給付を受けた特定株式等の同項の規定により読み替えて適用する会社法第九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額（次のイ又はロに掲げる場合における特定株式等にあっては、当該イ又はロに定める額）
 - イ 当該株式会社と当該特定株式等の給付をした者が共通支配下関係（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。）にある場合（当該特定株式等に時価を付すべき場合を除く。）当該特定株式等の給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額
 - ロ イに掲げる場合以外の場合であって、当該給付を受けた特定株式等の価額により資本金等増加限度額を計算することが適切でないとき イに定める帳簿価額
 - 二 会社法第九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、当該認定事業再編事業者である株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額
 - 三 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額
 - イ 法第三十四条第一項の規定により処分する自己株式の帳簿価額
 - ロ 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を減じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額
 - 2 前項の場合には、法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分後の次の各号に掲げる額は、同項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。
 - 一 その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
 - イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額
 - ロ 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
 - （1）前項第三号に掲げる額
 - （2）前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）
 - ハ 法第三十四条第一項の規定により処分する自己株式の帳簿価額
 - 二 その他利益剰余金の額 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額
- 3 第一項の場合には、自己株式対価額（会社計算規則第五十条第二項第八号及び第五十八条第八号ロ並びに会社法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。次項において同じ。）は、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。
- 4 第二項第一号ロに掲げる額は、会社計算規則第五十条第二項第八号並びに第五十八条第八号ロ並びに会社法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。
- 5 この条の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（純資産の額）

第二十六条 法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号に規定する法第四百十条第二項に規定する主務省令で定める方法は、算定基準日（法第三十四条第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項（会社法第九十九条第二項に規定する募集事項をいう。）を決定した日（当該募集事項を決定した日と異なる時（当該募集事項を決定した日後から法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（その額が五百万円未満である場合にあっては、五百万円）をもって認定事業再編事業者である株式会社の純資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号の場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあっては、認定事業再編事業者である株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額
- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額（株式の数）

第二十七条 法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する主務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請)

第二十八条 法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、特定公開買付け(法第三十四条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする公開買付け(外国におけるこれに相当するものを含む。))をいう。)の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 主務大臣は、認定事業再編計画に法第三十四条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定の申請)

第二十九条 法第三十五条第一項の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第三十四による申請書及びその写し各一通、同項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し並びに同項の他の株式会社定款の写しを、当該認定事業再編事業者の事業再編計画の認定をした主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、認定事業再編計画の写しを添付しなければならない。

(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定)

第三十条 主務大臣は、前条第一項の規定による提出を受けた場合において、法第三十五条第一項各号の定めを照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第35条第1項の規定に基づき認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、当該認定事業再編事業者に法第三十五条第一項の公開買付けに係る公開買付け期間の末日から三月以内に同項の全部取得条項付種類株式の全部を取得するかどうかの確認をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十六により、法第三十五条第一項の全部取得条項付種類株式の発行に必要な定款の変更の内容及び会社法第七十一条第一項各号に掲げる事項についての定めを、法第三十五条第一項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し及び同項の他の株式会社定款の写しを添えて、公表するものとする。

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第三十一条 法第四十条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業再編促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二 事業再編促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ 貸付けの対象

ロ 貸付けの方法

ハ 利率

ニ 償還期限

ホ 据置期間

ヘ 償還の方法

ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三 事業再編促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、事業再編促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

(指定金融機関に係る指定の申請等)

第三十二条 法第四十一条第二項の規定により指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の名氏及び略歴を記載した書面

四 法第四十一条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「免許等」という。)を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五 指定申請者が法第四十一条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六 役員が法第四十一条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を当該役員が誓約する書面

2 主務大臣は、法第四十一条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

(業務規程の記載事項)

第三十三条 法第四十一条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業再編促進業務の実施体制に関する事項

イ 事業再編促進業務を統括する部署に関すること。

ロ 事業再編促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ 事業再編促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ 事業再編促進業務を行う地域に関すること。

ホ 事業再編促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二 事業再編促進業務の実施方法に関する事項

- イ 貸付けの相手方
- ロ 貸付けの対象となる資金
- ハ 貸付けの限度額

ニ 貸付けの手続及び審査に関する事項

- 三 貸付けのために必要な事業再編促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
- 四 事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 五 事業再編促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
- 六 事業再編促進業務の委託に関する事項
- 七 その他事業再編促進業務の実施に関する事項

(指定金融機関の商号等の変更の届出)

第三十四条 法第四十二条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。

(業務規程の変更の申請等)

第三十五条 指定金融機関は、法第四十三条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
- 二 変更後の業務規程
- 三 変更に関する意思の決定を証する書面

(協定に定める事項)

第三十六条 法第四十四条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業再編促進業務の内容及び方法に関する事項
- 二 事業再編促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項
- 三 事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 四 その他事業再編促進業務及び事業再編促進円滑化業務の実施に関する事項

(帳簿の記載)

第三十七条 法第四十五条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業再編促進業務の実施状況
 - 二 事業再編促進業務に係る債権の状況
 - 三 事業再編促進業務を行うために公庫から受けた事業再編促進円滑化業務による信用の供与の状況
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、事業再編促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第三十八条 指定金融機関は、法第四十七条第一項の規定により事業再編促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四十による届出書に次に掲げる書面を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面
- 二 事業再編促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(申請等の方法)

第三十九条 法第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第四十七条第一項並びに第三十二条、第三十四条、第三十五条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

(内閣総理大臣に通知する場合における通知の経由)

第四十条 令第十二条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由するものとする。

第四章 創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化

第一節 創業支援事業計画

(創業支援事業計画の認定の申請)

第四十一条 法百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 市町村が実施する創業支援事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあっては定款及び役員名簿
- 二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等）にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）
- 三 登記事項証明書
- 四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

3 市町村が実施する創業支援事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、第一項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 定款、役員名簿及び社員名簿
- 二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 三 登記事項証明書
- 四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

4 第一項の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

(創業支援事業計画の認定)

第四十二条 主務大臣は、法百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十二による通知書を当該市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十三条 法百十四条第一項の規定により創業支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定創業支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。

3 第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定創業支援事業計画に従って創業支援事業を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法百十三条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定する。」

5 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十四による通知書を当該認定市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の変更の指示)

第四十四条 主務大臣は、法百十四条第三項の規定により認定創業支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十五による書面を当該変更の指示を受ける認定市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の認定の取消し)

第四十五条 主務大臣は、法百十四条第二項又は第三項の規定により認定創業支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十六による書面を当該認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

第二節 中小企業承継事業再生計画

(中小企業承継事業再生計画の認定の申請)

第四十六条 法百二十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。次項及び次条第一項において「申請者」という。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、様式第四十七による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第六号ロに掲げる要件を満たしていることを証する書類を添付する場合には、第十号から第十二号までに掲げる書類を添付することを要しない。

一 申請者の定款の写し、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿、申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書並びに承継事業者を設立しようとする場合には、設立しようとする承継事業者に係る定款の写し、発起人、社員又は設立者の名簿並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

二 申請者の事業の継続及び再建を内容とする計画並びに当該計画に係る専門家（当該計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

三 申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

四 当該中小企業承継事業再生計画を実施することにより承継事業者の事業が相当程度強化されることを示す書類

五 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類

イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定が確定したものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法百九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

七 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載する場合 特定中小企業者が当該地位を有することを証する書類

ロ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載しない場合であって、承継事業者が、承継する事業に係る許認可等に基づく地位を有する場合 承継事業者が当該地位を有することを証する書類

八 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものではないことを証する書類

九 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の状態を不当に害するものでないことを証する書類

十 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するものでないことを証する書類

十一 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類

十二 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者から当該計画の同意を得ていることを証する書類

3 第一項の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第四十七条 主務大臣は、法第二百一十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき同法第2条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。」

2 前項の期間には、法第二百一十一条第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十八による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(認定中小企業承継事業再生計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十八条 法第二百二十二条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の変更の認定を受けようとする認定中小企業承継事業再生事業者は、様式第四十九による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定中小企業承継事業再生計画の写しを添付して行わなければならない。

3 第一項の変更の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二百一十一条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第122条第1項の規定に基づき認定する。」

5 前項の期間には、法第二百二十二条第四項の規定により、行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。

6 主務大臣は、第四項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十による通知書を当該認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

(軽微な変更)

第四十九条 法第二百二十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 認定中小企業承継事業再生事業者の名称又は住所の変更

二 前号に掲げるもののほか、中小企業承継事業再生の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

2 法第二百二十二条第二項の規定により中小企業承継事業再生計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定中小企業承継事業再生事業者は、様式第五十一による届出書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(認定中小企業承継事業再生計画の変更の指示)

第五十条 主務大臣は、法第二百二十二条第六項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十二による書面を当該変更の指示を受ける認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

(認定中小企業承継事業再生計画の認定の取消し)

第五十一条 主務大臣は、法第二百二十二条第五項又は第六項の規定により認定中小企業承継事業再生計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十三による書面を当該認定が取り消される認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

(事業の承継の報告及び行政庁への通知)

第五十二条 法第二百二十三条第二項の規定による報告は、様式第五十四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し

二 承継事業者が承継する事業に従事する従業員の名簿

三 承継事業者の会計帳簿の写し

四 その他主務大臣が必要と認める書類

2 法第二百二十三条第三項に規定する通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

第五章 雑則

(創業支援事業計画又は中小企業承継事業再生計画に関する権限の委任)

第五十三条 中小企業承継事業再生計画に関する総務大臣の権限は、当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 次の各号に掲げる財務大臣の権限は、当該各号に定める財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 創業支援事業計画に関する財務大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する財務局長又は国税局長

二 中小企業承継事業再生計画に関する財務大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は国税局長

3 次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 創業支援事業計画に関する厚生労働大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方厚生局長

二 中小企業承継事業再生計画に関する厚生労働大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

4 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 創業支援事業計画に関する農林水産大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方農政局長

二 中小企業承継事業再生計画に関する農林水産大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

5 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 創業支援事業計画に関する経済産業大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する経済産業局長

- 二 中小企業承継事業再生計画に関する経済産業大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- 6 次の各号に掲げる国土交通大臣の権限は、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 創業支援事業計画に関する国土交通大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長
- 二 中小企業承継事業再生計画に関する国土交通大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長
- 7 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 創業支援事業計画に関する環境大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方環境事務所長
- 二 中小企業承継事業再生計画に関する環境大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長
- （実施状況の報告）

- 第五十四条** 認定新事業活動実施者、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定新事業活動計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定新事業活動実施者については様式第五十五により、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者については様式第五十六により、主務大臣に報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。
- 2 前項の報告を受けた主務大臣（認定新事業活動計画に係るものに限る。）は、遅滞なく、当該報告を法第十条第五項の規定による同意をした他の関係行政機関の長に送付するものとする。
- 3 認定事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の認定を受けた者に限る。次項及び次条各号において同じ。）は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者又は特定事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画又は特定事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従って必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。
- 4 認定事業者は、認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画の実施期間中の各事業年度が開始した日以後六月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、主務大臣に様式第五十七により報告（次項において「半期報告」という。）をし、かつ、各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第五十八により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。
- 5 第一項の報告及び半期報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。
- 6 認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第五十九に当該各号に掲げる書類を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 一 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について特別清算終結の決定が確定したとき 特別清算終結の決定が確定したことを証する書類
- 二 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について破産手続終結の決定があつたとき 破産手続終結の決定を証する書類
- 三 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者の清算が終了したとき 清算終了の登記に係る登記事項証明書
- 7 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合（認定特定事業再編計画についてはその特定会社において発生した場合も含む。）には、速やかに、主務大臣に様式第六十により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。
- 一 当該認定事業再編事業者、当該認定特定事業再編事業者又は当該認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。
- 二 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があつたこと。
- 三 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。
- （四半期ごとの実施状況の報告事項）

第五十五条 前条第四項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認定事業者の売上推移を示す書類
- 二 認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類
- （会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十六条 認定事業再編事業者又は認定特定事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為（認定特定事業再編事業者にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる行為に限る。）をしたときは、第五十四条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 法第二十九条及び第三十条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。）当該現物出資等に係る財産の内容及び価額
- 二 法第三十三条の規定による資本金等の額の減少と同時に発行株式の併合 当該資本金等の額の減少と同時に発行株式の併合の内容
- 三 法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分 当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定公開買付けの結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四 法第三十五条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得 当該全部取得条項付種類株式の取得の内容

五 法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告 当該事業の譲渡の内容

(課税の特例等に関する報告事項)

第五十七条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、第五十四条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

2 認定特定事業再編事業者は、次の各号に掲げる事項について、原則としてその認定特定事業再編計画に係る特定会社の各事業年度終了後三月以内に、主務大臣に様式第六十一により報告をしなければならない。ただし、当該特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したとき又は当該認定特定事業再編事業者のその特定事業再編計画の認定を受けた日以後十年を経過する日を含む事業年度が終了したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

- 一 特定会社の名称
- 二 特定会社の営業損益の額
- 三 特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、当該営業利益を計上した最後の事業年度終了の日

3 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、速やかにその内容を確認し、当該報告の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを確認書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法施行規則第57条第2項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことを通知する。」

(立入検査の証明書)

第五十八条 法百三十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六十二によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止)

第二条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）は、廃止する。

(公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)

第三条 法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次条において「旧産活法」という。）第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（以下この条及び次条において「旧産活法施行規則」という。）第三十七条の二及び第三十七条の七の規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の二中「法」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。）」と、第三十七条の七中「法」とあるのは「旧産活法」とする。

(旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置)

第四条 法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項の事業再構築等促進業務については、旧産活法施行規則第三十七条の三から第三十七条の十一までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の三中「法第二十四条の五第二項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。）第二十四条の五第二項」と、同条第一項各号及び第三十七条の四から第三十七条の十まで中「法」とあるのは「旧産活法」と、第三十七条の十一中「令」とあるのは「産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同令附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）」とする。

附 則（平成二七年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（平成二八年四月一三日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一（第5条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第8条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新事業活動の目標
2. 新事業活動の内容
3. 新事業活動の実施時期
4. 新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項
5. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
6. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
7. その他

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新事業活動の目標
 - (1) 新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - (1) 整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載。
 - (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載。
 - (3) 現行規制の範囲において、既に事業の一部又は全部を実施している場合はその内容を記載。

様式第二（第5条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

大臣 名

平成 年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

（注）「大臣 名」は、第5条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（記載要領）

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備の求めを行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第5条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

殿

大臣 名

平成 年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講じないこととすると判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容。

(備考)

1. 法第8条第4項の規定により主務大臣が通知を行う場合であって、同条第1項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長の所管する法令等に係るものである場合には、「1. 特例措置を講じない」とあるのは「1. 特例措置の整備を要請しない」とする。
2. 「大臣 名」は、第5条第4項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第8項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

「2. 」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策、又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
5. 具体的な確認事項
6. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあつては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第六（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

年 月 日

殿

大臣 名

平成 年 月 日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 法令の解釈又は新事業活動等に関する法令の適用関係及びその理由
2. 現行規定において、新事業活動等の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。
3. その他

(備考)

「大臣 名」は、第6条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第5項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第七（第7条関係）

新事業活動計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新事業活動の目標
2. 新事業活動の内容
3. 新事業活動の実施時期
4. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
6. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動の目標
 - (1) 新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
 - (1) 規制の特例措置の適用を受けて実施する事業活動の内容を要約的に記載する。
 - (2) 規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として、上記（1）の事業活動と併せて実施することが必要な措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
4. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - (2) 社債又は資金の借入れについて法第13条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れに

については借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第八（第8条関係）

新事業活動計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第10条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定新事業活動実施者名
3. 認定新事業活動計画の目標
4. 認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「4. 認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十（第9条関係）

認定新事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第11条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十一（第9条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第10条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十二（第9条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「4. 変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十三（第10条関係）

認定新事業活動計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第11条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十四（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第11条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十五（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された新事業活動実施者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

認定を取り消された新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第24条第1項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編の目標
2. 事業再編の内容
3. 事業再編の実施時期
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第 号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
2. 事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
 - ② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - (2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第2条第8項の関係事業者若しくは法第32条第1項の特定関係事業者又は法第2条第9項の外国関係法人であることの説明を記載する。
 - (4) 別表1により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更

- 及び分野又は方式の変更ごとに法第2条第1項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
- (5) 別表2により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
- (6) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 事業再編の実施時期
- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表4により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表5により記載する。
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
- (4) （3）中、新規採用される従業員数
- (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
6. その他
- (1) 令第4条第1号又は第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
- ① 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第4条第1号又は第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
- ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第4条第1号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 令第4条第2号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項は、別表6により記載する。
- (4) 法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表7により記載する。
- (5) 法第34条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定公開買付けの内容を別表8により記載する。

別表1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第1項第1号の要件		
イ 合併		
ロ 会社の分割		
ハ 株式交換		
ニ 株式移転		
ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するもの		

	を含む。)		
	へ 出資の受入れ		
	ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
	リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
	ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
	ル 会社又は外国法人の設立又は清算		
	ヲ 有限責任事業組合に対する出資		
	ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第2条第11項第2号の要件			
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
	ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
	ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

(注)

1. 事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社

となる会社を明らかにすること。

- (4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
- (5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (6) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (7) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
- (8) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (9) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (10) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (11) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (12) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出资额を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (13) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (14) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

- (15) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。
- (16) 法第35条の特例措置の適用を受けようとする場合において、認定事業再編事業者、その親会社若しくは子会社又はこれらの役員が有する対象会社の議決権の合計が、対象会社の総議決権の9割以上である場合においては、その旨を記載する。

別表2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金 額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表4

事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表5

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- 法第37条の規定の適用を受ける投資事業有限責任組合から資金を調達する場合には、当該組合の名称、並びに当該組合における外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（法第37条第1項に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有の割合について、事業再編計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置を「備考」に記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第38条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 法第41条第1項の規定に基づく指定金融機関からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額の合計を、当該金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 本施行規則第12条第3項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあつては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表6

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

- 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
- 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
- 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業

再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。)その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表7

事業再編に伴う法第33条第1項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表8

事業再編に伴う法第34条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定公開買付けの内容

① 特定公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
② ①を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
③ 法第34条第1項の規定により発行する株式又は処分する自己株式の数	
④ 法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

- ①には、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の1第3項第1号に規定する条件(外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの)を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。
- 議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、特定公開買付け

において、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものあっては、これに相当するもの）を付す旨を②に記載すること。

3. ④は、特定公開買付けに際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。
-

様式第十七（第13条関係）

事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第24条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容
 - (2) 事業再編を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
 - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
5. 事業再編の開始時期及び終了時期
6. 事業再編に伴う労務に関する事項
7. 事業再編に係る競争に関する事項

(記載要領)

1. 「4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第十六の別表1の内容を記載する。

様式第十九（第14条関係）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第二十（第14条関係）

認定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第24条第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第14条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業者名
3. 変更後の認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容
 - (2) 事業再編を行う場所の住所
 - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
 - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期
6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項
7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項

(記載要領)

1. 「4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第十六の別表1の内容を記載する。

様式第二十二（第15条関係）

認定事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付で認定をした事業再編計画については、下記の理由により
変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第24条第5項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第二十三（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付で認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第25条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十四（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - （1）法第25条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - （2）事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
-

様式第二十五（第17条関係）

特定事業再編計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第26条第1項の規定に基づき、特定事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定事業再編の目標
2. 特定事業再編の内容
3. 特定事業再編の実施時期
4. 特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 特定事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 特定事業再編の目標
 - (1) 特定事業再編に係る事業の目標（特定事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第 号。以下「事業再編実施指針」という。）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
2. 特定事業再編の内容
 - (1) 特定事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 計画の対象となる事業の内容及び組み合わせる二以上の事業者それぞれの経営資源の内容を明記する。
 - ② 当該二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することについて、二以上の事業者それぞれについて、特定会社の成長に不可欠な経営支援を行う方法（事業再編実施指針四イ(1)に規定する方法）について、その具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ①の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該特定事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該特定事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - (2) 特定事業再編を行う場所の住所を記載する。

- (3) 特定会社の名称及び当該特定会社が法第2条第12項第2号のいずれかであることの説明を記載する。また、特定事業再編を実施するための措置（法第2条第12項第1号）を実施した後の、二以上の事業者それぞれの特定会社に対する出資比率を記載する。
 - (4) 別表1により、特定事業再編を実施するための措置の内容については、法第2条第12項第1号に掲げる事業活動に照らして記載する。
 - ① 特定事業再編を実施するための措置が、法第2条第12項第1号イからホまでのいずれに該当するのかを記載したうえで、その具体的内容を記載する。
 - ② 特定事業再編を実施するための措置が法第2条第12項第1号ニに該当する場合、事業再編実施指針四イ(2)に規定するいずれかに該当しないことについても記載する。
 - ③ 特定事業再編を実施するための措置が法第2条第12項第1号ホに該当する場合、事業再編実施指針四イ(3)に規定する事項について記載するとともに、当該二以上の事業者間の契約書を添付する。
 - ④ 特定事業再編を実施するための措置が法第2条第12項第1号イ、ハ、ニ又はホのいずれかに該当する場合、本申請書に完全子会社として記載した株式会社が一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社であることについて、当該株式会社の設立日以降の株主の氏名又は名称及び住所、株主の有する株式の数、発行済株式総数並びに資本金の額の変動を記載するとともに、計画申請直前の株主名簿を添付すること。
 - (5) 別表1により、特定会社が外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであることを、事業再編実施指針四イ(4)又は四イ(5)に規定する具体的な指標を用いて記載する。
 - ① 外国における新たな需要を相当程度開拓する場合
 - イ 法第2条第11項第2号イ、ロ、ハ又はニのいずれに該当するかを記載するとともに、その内容を記載する。なお、事業再編実施指針二イ(3)から(6)までの数値基準について記載する。
 - ロ 事業再編実施指針四イ(4)に規定する具体的な指標数値を記載する。
 - ② 新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓する場合
 - イ 法第2条第11項第2号イを行う内容について記載する。なお、事業再編実施指針二イ(3)の数値基準についても記載する。
 - ロ 事業再編実施指針四イ(5)に規定する具体的な指標数値を記載する。
 - (6) 別表2により、特定事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及び特定会社ごとにそれぞれ記載する。
 - (7) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 特定事業再編の実施時期
- (1) 特定事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
 - (2) 別表4により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表5により記載する。
5. 特定事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 特定事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及び特定会社ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
 - (2) 特定事業再編の終了時期の従業員数
 - (3) 特定事業再編に充てる予定の従業員数
 - (4) (3)のうち、新規採用される従業員数
 - (5) 特定事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

6. その他

- (1) 令第4条第1号又は第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
- ① 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第4条第1号又は第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
 - ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第4条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 令第4条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表6により記載する。
- (4) 法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表7により記載する。

別表1

特定事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第12項第1号の要件		
イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社相互間の新設合併又は吸収合併		
ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割		
ハ 当該二以上の事業者のいずれかの事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割		
ニ 当該二以上の事業者のいずれかの事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ		
ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立		
法第2条第12項第2号の要件		
法第2条第11項第2号イによる外国における相当程度の需要開拓		
法第2条第11項第2号ロによる外国における相当程度の需要開拓		
法第2条第11項第2号ハによる外国における相当程度の需要開拓		
法第2条第11項第2号ニによる外国における相当程度の需要開拓		
新商品の開発等による国内における相当		

程度の需要開拓		
---------	--	--

(注)

1. 特定事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。
 - (1) 「当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社相互間の新設合併又は吸収合併」については、合併する完全子会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 「当該二以上の事業者が共同して行う新設分割」については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 「当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割」については、分割をする会社及び完全子会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (4) 「当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ」については、出資を行う事業者及び完全子会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに他の事業者から受け入れる出資財産の内容、増加する資本金の額及び増加する期日を記載する。当該出資が現物出資の場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
 - (5) 「当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立」については、設立を行う事業者及び設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。当該会社の設立において、定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

別表2

特定事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金 額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他

1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 4

特定事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	

別表 5

特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第37条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 法第41条1項の規定に基づく指定金融機関からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額の合計を、当該金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 本施行規則第17条第3項に規定する特定事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 6

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

1. 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表7

特定事業再編に伴う法第33条第1項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

様式第二十六（第18条関係）

特定事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった特定事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第26条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十七（第18条関係）

認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 認定特定事業再編計画の目標
 - (1) 特定事業再編に係る事業の目標
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
 - (1) 特定事業再編に係る事業の内容
 - (2) 特定事業再編を行う場所の住所
 - (3) 特定会社に関する事項
 - (4) 特定事業再編を実施するための措置の内容
5. 特定事業再編の開始時期及び終了時期
6. 特定事業再編に伴う労務に関する事項
7. 特定事業再編に係る競争に関する事項

(記載要領)

1. 「4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容」及び「7. 特定事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. (4) 特定事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第二十五の別表1の内容を記載する。

様式第二十八（第19条関係）

認定特定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第27条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第二十九（第19条関係）

認定特定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった特定事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第26条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第19条関係）

変更後の認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業者名
3. 変更後の認定特定事業再編計画の目標
 - (1) 特定事業再編に係る事業の目標
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
4. 変更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
 - (1) 特定事業再編に係る事業の内容
 - (2) 特定事業再編を行う場所の住所
 - (3) 特定会社に関する事項
 - (4) 特定事業再編を実施するための措置の内容
5. 変更後の特定事業再編の開始時期及び終了時期
6. 変更後の特定事業再編に伴う労務に関する事項
7. 変更後の特定事業再編に係る競争に関する事項

(記載要領)

1. 「4. 変更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容」及び「7. 変更後の特定事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. (4) 特定事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第二十五の別表1の内容を記載する。

様式第三十一（第20条関係）

認定特定事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付で認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第26条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第三十二（第21条関係）

認定特定事業再編計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第27条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第三十三（第21条関係）

認定特定事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - （1）法第27条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - （2）事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
-

様式第三十四（第29条関係）

産業競争力強化法第35条第1項に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

産業競争力強化法第35条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、別添書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 産業競争力強化法第35条第1項の公開買付けの結果
2. 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更の内容
 - (1) 会社法第108条第2項に定める事項についての定め
 - (2) 種類株主総会の議事についての定め
 - (3) 単元株式数についての定め
 - (4) 株券の発行の有無についての定め
3. 全部取得条項付種類株式の取得の内容
 - (1) 全部取得条項付種類株式の対価として交付する財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - (2) 全部取得条項付種類株式の対価の割当てに関する事項
 - (3) 他の株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日
4. 産業競争力強化法第35条の特例措置を受けることができる事業再編計画の認定を受けた年月日

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 2. (1) においては、他の株式会社が種類株式発行会社でない場合は、種類株式発行会社となるための会社法第108条第2項各号に掲げる事項についての定め、同項第7号に掲げる事項についての定め及び発行可能種類株式総数についての定めを記載し、他の株式会社が種類株式発行会社である場合は、同号に掲げる事項についての定めを記載し、必要に応じて、同号の定めを設けた株式の取得の対価として交付する種類の株式の内容に関する同項各号に掲げる事項についての定め及び発行可能種類株式総数についての定めを記載する。
2. 3. においては、取得予定の年月日、全部取得条項付種類株式の取得の対価（他の株式会社が、その取得に際して、一株に満たない端数の処理を行った後、当該全部取得条項付種類株式一株当たり交付する金銭の額を含む。）を含め要約的に記載する。
3. 法第35条第1項各号の規定に照らして記載する。

様式第三十五（第30条関係）

産業競争力強化法35条第1項に係る不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

産業競争力強化法第35条第1項に係る認定については、下記の理由により認定をしないもの
とします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第35条第1項に係る認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十六（第30条関係）

産業競争力強化法第35条第1項に基づく認定による全部取得条項付種類株式の
発行及び取得の公表

年 月 日

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更の内容
4. 会社法第171条第1項各号に掲げる事項についての定め

様式第三十七（第32条関係）

指定金融機関指定申請書

年 月 日

財 務 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿住 所
名 称
代表者の氏名 印

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の役職名及び氏名
3. 事業再編促進業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地
4. 事業再編促進業務を開始しようとする年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三十八（第34条関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年 月 日

財務大臣 殿
経済産業大臣 殿住 所
名 称
代表者の氏名 印

- (1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
 (2) 事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第42条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三十九（第35条関係）

指定金融機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

財務大臣 殿
経済産業大臣 殿住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業再編促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第43条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四十（第38条関係）

事業再編促進業務休廃止届出書

年 月 日

財務大臣 殿
経済産業大臣 殿住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業再編促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第47条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする事業再編促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四十一（第41条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

市町村長 名 印

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

1. 市町村が実施する創業支援事業について別表1に、市町村以外の者が実施する創業支援事業について別表2に記載する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 創業支援事業の目標
 - (1) 創業支援事業の目標について、別表1及び別表2により記載する。
 - (2) 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。
2. 創業支援事業の内容及び実施方法
 - (1) 創業支援事業の内容及び実施方法について、別表1及び別表2により記載する。
 - (2) 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。
3. 計画期間
 - (1) 計画期間について、別表1及び別表2により記載する。
 - (2) 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの計画期間について記載する。

別表 1

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容
(2) 創業支援事業の実施方法
計画期間

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称
(2) 住所
(3) 代表者の氏名
(4) 連絡先
創業支援事業の目標
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容
(2) 創業支援事業の実施方法
計画期間

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

様式第四十二（第42条関係）

創業支援事業計画の不認定通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった創業支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十三（第43条関係）

認定創業支援事業計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

市町村長 名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた創業支援事業計画について下記のとおり変更したので、産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第四十四（第43条関係）

認定創業支援事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった創業支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十五（第44条関係）

認定創業支援事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした創業支援事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第113条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第四十六（第45条関係）

認定創業支援事業計画の認定取消し通知書

年 月 日

市町村長 名 殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした創業支援事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第113条第4項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第四十七（第46条関係）

中小企業承継事業再生計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(特定中小企業者)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

(承継事業者)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

産業競争力強化法第121条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 中小企業承継事業再生の目標
2. 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
3. 承継事業者に関する事項
4. 中小企業承継事業再生の内容
5. 中小企業承継事業再生の実施時期
6. 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
7. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項
8. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
3. 承継事業者には、承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。
4. 特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、承継事業者の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。

(記載要領)

1. 中小企業承継事業再生の目標
 - (1) 中小企業承継事業再生に係る事業の目標（中小企業承継事業再生を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 中小企業承継事業再生の実施期間内の財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移を記載する。
 - (3) 事業の強化の程度を示す数値目標（中小企業承継事業再生の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
2. 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
 - (1) 特定中小企業者の名称、住所、代表者名、資本金、役員氏名、出資者構成（主な株主

とその持株比率)、事業内容、及び3. (2)に特定許認可等に基づく地位を記載する場合には当該地位を記載する。

- (2) 事業の継続が困難となっている原因を記載する。
 - (3) 過去3年間の財務状況(資産・負債・純資産・損益)の推移を記載する。
 - (4) 財務の悪化の状況を示す指標(中小企業事業再生の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。)を記載する。
3. 承継事業者に関する事項
- (1) 承継事業者の名称、住所、代表者名、資本金、役員氏名、出資者構成(主な株主とその持株比率)、事業内容、及び以下の(2)を記載しない場合であって、当該事業者が承継する事業に係る許認可等を有するときは、当該許認可等に基づく地位を記載する。ただし、中小企業承継事業再生計画により承継事業者を設立する場合には、設立予定の承継事業者に関する同様の情報を記載する。
 - (2) 特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位であって、承継事業者が承継しようとするものがある場合には、当該特定許認可等に基づく地位を記載する。
4. 中小企業承継事業再生の内容
- (1) 特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法について、別表1の該当する欄にその実施時期及び特定中小企業者を清算する時期を記載する。
 - (2) 特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法について、その概要を記載する。
 - (3) 承継事業者が承継する資産及び負債の内容を記載する。具体的には、中小企業承継事業再生の実施前後の財務状況(資産・負債・純資産・損益)の推移を記載する。
 - (4) 承継事業者が承継する事業についての収支の改善その他の強化の方法を記載する。
 - (5) 承継事業者が事業の承継に伴い不動産の譲受け又は取得を予定しているときは、別表2により当該不動産の内容について記載する。
5. 中小企業承継事業再生の実施時期
- (1) 中小企業承継事業再生の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
 - (2) 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。
6. 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
 - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。
7. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項
- 別表5により、中小企業承継事業再生の実施に伴う従業員数の推移等について記載する。

別表1

中小企業承継事業再生の措置の内容

実施方法	実施時期	特定中小企業者を清算する時期	期待する支援措置
会社の分割			
既存の承継事業者が吸収分割により事業を承継する取組			
新たに設立しようとする承継事業者が吸収分割により事業を承継する取組			
新設分割により承継事業者が事業を承継する取組			
事業の譲渡			
既存の承継事業者が事業の全部又は一部の譲渡により事業を承継する取組			

新たに設立しようとする承継事業者が事業の全部又は一部の譲渡により事業を承継する取組			
---	--	--	--

(注) 期待する支援措置については、申請段階において期待する本法に基づく支援措置について、具体的に記載する。

別表 2

承継事業者が譲受け又は取得をする不動産の内容
(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 事業又は資産の譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。分割により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 3

中小企業承継事業再生の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表 4

中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
	事業の承継時に必要な資金の額						
事業の承継後に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注)

- 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関から

の借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 中小企業投資育成株式会社による出資等を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。
4. 承継事業者への出資、融資等を行おうとするスポンサー等からの資金調達を予定している場合には、その旨を、当該スポンサー等の名称を示しつつ「備考」に記載する。

別表5

中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

①	中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者が承継する事業に従事する特定中小企業者の従業員数	人	
②	承継事業者が承継する事業と同種の事業を営んでいる場合は、当該承継事業者の営む事業に従事する従業員数	人	
③	事業の承継後の承継事業者が承継した事業に従事する予定の従業員数（認定計画の実施期間における毎事業年度について記載すること）	年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
④	中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者の従業員数	人	
⑤	中小企業承継事業再生の終了時期における承継事業者の従業員数	人	
⑥	③のうち、新規採用される従業員数（認定計画の実施期間における毎事業年度について記載すること）	年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
		年度末	人
⑦	中小企業承継事業再生に伴い出向又は解雇等される従業員数	人	

様式第四十八（第47条関係）

中小企業承継事業再生計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第121条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十九（第48条関係）

認定中小企業承継事業再生計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(特定中小企業者)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

(承継事業者)

住 所

名 称

代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた中小企業承継事業再生計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第122条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。
2. 認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画の変更認定の申請の場合であって、当該申請が当該計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、承継事業者の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
3. 認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継した後においては、特定中小企業者の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。

様式第五十（第48条関係）

認定中小企業承継事業再生計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった中小企業承継事業再生計画については、
下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第121条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第五十一（第49条関係）

認定中小企業承継事業再生計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(特定中小企業者)
住 所
名 称
代表者の氏名 印
(承継事業者)
住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で認定を受けた中小企業承継事業再生計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、産業競争力強化法第122条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 軽微な変更事項
2. 軽微な変更事項の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。
2. 認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画の軽微な変更の届出の場合であって、当該届出が当該計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、承継事業者の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
3. 認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継した後においては、特定中小企業者の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。

様式第五十二（第50条関係）

認定中小企業承継事業再生計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第121条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第五十三（第51条関係）

認定中小企業承継事業再生計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした中小企業承継事業再生計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

法第122条第5項及び第6項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第五十四（第52条関係）

認定中小企業承継事業再生計画に係る事業の承継報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継したことを、産業競争力強化法第123条第2項の規定に基づき報告します。

記

1. 実施した中小企業承継事業再生の内容
2. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 実施した中小企業承継事業再生の内容
特定中小企業者が行った会社の分割又は事業譲渡の方法の概要及びその実施時期を記載する。
2. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項
様式第四十七の別表5により、中小企業承継事業再生の実施に伴う従業員数の推移等について、計画と実績を対比させて記載する。

様式第五十五（第54条関係）

平成 年度における認定新事業活動計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新事業活動の目標の達成状況
2. 実施した新事業活動の内容
3. 規制の特例措置の適用状況

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
4. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、この報告の他に、規制について規定する法令を所管する関係行政機関の長から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

(記載要領)

1. 新事業活動の目標の達成状況
 - (1) 新事業活動に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - (2) 経営の向上の程度を示す数値を用いつつ要約的に記載する。
2. 実施した新事業活動の内容については、別表1により、認定新事業活動実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施した場合には、その旨を記載する。
 - (2) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
3. 規制の特例措置の適用状況については、別表2により、認定新事業活動実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 規制の特例措置の適用を受けることにより実施が可能となった事業活動の実施内容を要約的に記載する。
 - (2) 規制の趣旨に照らし、上記(1)の事業活動と併せて実施することとされた措置の実施内容を要約的に記載する。
 - (3) 規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用において何らかの支障が生じた場合には、その内容及び原因について要約的に記載する。

別表 1

実施した新事業活動の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

別表 2

規制の特例措置の適用状況

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第五十六（第54条関係）

平成 年 度における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）（認定中小企業承継事業再生計画）の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）に伴う労務に関する事項

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の目標の達成状況
 - (1) 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - (2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
 - (3) 財務内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。（ただし、中小企業承継事業再生計画を除く。）
2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業者及び関係事業者、外国関係法人又は特定会社が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - (1) 法第37条第1項の規定の適用を受けた投資事業有限責任組合から資金を調達した場合であって、様式第十六の別表5（注）2.に記載した措置を実施したときは、その旨を記載する。
 - (2) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - (3) 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

- (4) 中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。
- (5) 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
- (6) 特定事業再編計画においては、認定特定事業再編事業者が、当該事業年度に特定会社に対して実施した経営支援の具体的内容及びその実施体制を記載する。

3. 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）に伴う労務に関する次の事項について、計画と実績を対比させて記載する。（4）、（5）及び（6）については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。

- (1) 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の開始時期の従業員数
- (2) 中小企業承継事業再生計画にあつては、承継事業者が承継した事業に従事する従業員数
- (3) 当該事業年度末の従業員数
- (4) 当該事業年度中、事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）に充てた従業員数
- (5) (4)のうち、新規採用された従業員数
- (6) 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第五十七（第54条関係）

平成 年度における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）の半期実施
状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の
平成 年度の半期における実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画（特定事業再編計画）の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画（特定事業再編計画）に伴う労務に関する事項

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 事業再編計画（特定事業再編計画）の目標の達成状況
 - （1）事業再編計画（特定事業再編計画）に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - （2）生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
 - （3）財務内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業者及び関係事業者、外国関係法人又は特定会社を実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
 - （1）法第37条第1項の規定の適用を受けた投資事業有限責任組合から資金を調達した場合であって、様式第十六の別表5（注）2.に記載した措置を実施したときは、その旨を記載する。
 - （2）社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
 - （3）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。
 - （4）特定事業再編計画においては、認定特定事業再編事業者が、当該事業年度に特定会社に対して実施した経営支援の具体的内容及びその実施体制を記載する。
3. 事業再編計画（特定事業再編計画）に伴う労務に関する次の事項について、計画と実績を対比させて記載する。

様式第五十八（第54条関係）

平成 年度（第1四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期）における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）の四半期実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の平成 年度（第1四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 売上の推移
2. 有利子負債残高の推移

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 及び2. については、総額、前年同期比及び事業再編計画（特定事業再編計画）に関連する再建計画との比較について記載する。

様式第五十九（第54条関係）

認定中小企業承継事業再生計画に係る特別清算終結
（破産手続終結・清算終了）報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた中小企業承継事業再生計画の実施に当たり、産業競争力強化法施行規則第54条第6項第 号に掲げる場合に該当するため下記の事項のとおり報告します。

記

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

本施行規則第54条第6項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第六十（第54条関係）

平成 年度における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）（認定中小企業承継事業再生計画）の適時実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業承継事業再生計画）の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

本施行規則第54条第7項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第六十一（第57条関係）

認定特定事業再編計画の特定会社に係る報告事項及び確認書

産業競争力強化法施行規則第57条第2項に規定する報告事項

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

1. 特定会社の名称

2. 特定会社の営業損益の額

直近三事業年度	平成 年 月期	平成 年 月期	平成 年 月期 (直近事業年度)
特定会社の営業損益 の額 (営業損失の場合は ▲を付ける)	円	円	円

3. 特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、当該営業利益を計上した最後の事業年度終了の日

平成 年 月 日

産業競争力強化法施行規則第57条第3項に規定する確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

平成 年 月 日付けで第57条第2項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことを通知する。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第六十二（第58条関係）

表

年 月 日発行第 号（年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">刻 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(写真)</div> </div> <p style="text-align: center;">産業競争力強化法第138条第1項による立入検査証</p> <p style="text-align: right;">(発 行 権 者) 印</p>		

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。